

「佐賀県時短要請協力金」よくあるお問い合わせ

<時短要請の対象等>

Q. 時短要請の対象とならない店舗の具体的な例はどうなっていますか？

A. 時短要請の対象とならない店舗の例は、以下のとおりです。

- ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ・宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- ・キッチンカー
- ・ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合

Q. 県外の事業者も対象となりますか？

A. 県内に店舗があれば、対象となります。

Q. 大企業も対象となりますか？

A. 対象となります。

<協力金の対象者>

Q. 協力金の申請対象となるのはどのような事業者ですか？

A. 営業時間の短縮の要請期間の初日（令和3年1月21日）以前から、必要な許可等を取得の上、県内で対象となる店舗を運営する事業者が対象となります。

Q. 時短要請期間中に新たに開業した場合は協力金の対象となりますか？

A. 1月22日以降に開業された場合は、対象となりません。ただし、感染拡大防止の観点から営業時間短縮に御協力をお願いします。

<協力金の交付に必要な期間等>

Q. 協力金は時短要請の全期間で営業時間を短縮する必要がありますか？

A. 令和3年1月21日(木)から2月7日(日)までの全期間、営業時間の短縮を行う必要があります。

Q. 終日休業した場合は対象になりますか？

A. 対象となります。

Q. もともと5時から20時までの間のみ営業している店舗も対象となりますか？

A. 対象となりません。

Q. 20時以降に料理を提供せず、引続き店内に利用客がいる場合は、時短要請に応じたものとして協力金の対象になりますか？

A. 対象となりません。20時から翌朝5時までの間、利用客がいない状態であることが必要となります。20時までに退店するよう利用客に御案内をお願いします。なお、酒類の提供は19時までとなっています。

Q. 20時を超えて営業している店舗が、20時以降テイクアウトやデリバリーに切り替えて営業する場合は協力金の対象となりますか？

A. 20時から5時までの間、店内での営業を行わないよう要請するものであるため、20時以降に飲食スペースを閉鎖したうえでの、テイクアウトやデリバリーのみ営業する場合は対象となります。

Q. ホテルや旅館の食堂の営業を20時までに短縮した場合は、協力金の対象となりますか？

A. 宿泊者以外にも飲食を提供する店舗であれば協力金の対象となります。

Q. 「通常の営業時間は20時まで、予約により営業時間を延長する」としている場合、協力金の対象となりますか？

A. 通常の営業時間が20時までの場合は、時短要請の対象とならず、協力金の対象となりません。

Q. 営業時間を20時までとし、お酒の提供も20時までに行っていた店舗が、お酒の提供を19時まで短縮した場合は、協力金の対象となりますか？

A. 時短要請については、①20時を超える営業時間を20時まで短縮すること、②酒類の提供を19時までとするこの2点を要請しています。お酒の提供時間を19時までとしただけでは、対象となりません。

#### <協力金申請手続>

Q. 複数店舗を運営していますが、それぞれの店舗で申請が必要となりますか？

A. 複数店舗を一括して申請をお願いします。

Q. 複数店舗を運営していますが、一部店舗だけで要請に応じても協力金の対象となりますか？

A. 対象となります。ただし、感染拡大防止の観点から全店舗での営業時間短縮に御協力をお願いします。

Q. 申請する際の店舗数はどのように捉えるのですか？

A. 飲食店又は喫茶店の営業許可証により判断します。

Q. 開業したばかりであるため、まだ確定申告をしていないが、その場合の添付書類はどうなりますか？

A. 確定申告書がない場合は、開業届又は法人設立届と直近の経理帳簿の写しの添付が必要となります。